

起案用紙（委員会記録伺）

(1号)

議長	副議長	委員長	事務局長	局長補佐	係長	担当	文書取扱主任
起案日	令和6年5月9日			処理区分	<input type="checkbox"/> 重要 <input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 例規 <input type="checkbox"/> 公示 <input type="checkbox"/> 議案 <input type="checkbox"/> 秘		
決裁日	令和6年5月12日			保存	<input type="checkbox"/> 永 <input checked="" type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 即廃		
登録番号	6四議第199号			公開	非公開理由		
分類番号	04 - 02 - 01			<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 時限非公開（ ）公開（ ）	四万十市情報公開条例第9条に該当（ ）		
簿冊番号	04 - 03						
委員会名	総務常任委員会			会議年月日	令和5年5月22日（月）		
				会議時間	9時58分～15時22分		
出席委員	委員長	西尾祐佐		委員	前田和哉		
	副委員長	山下幸子		委員	川村真生		
	委員	上岡正		欠席委員			
	委員	谷田道子					
その他	議長	平野正					
	委員外議員	川渕誠司					
執行部出席者	総務課長	岡本寿明		企画広報課 広報広聴係長	筒井かおり		
	総務課長補佐	有光浩		企画広報課 情報管理係長	梁田光一		
	地震防災課長	遠近由幸		企画広報課 産業振興係長	岡村康平		
	地震防災課長補佐	濱町一幸		地域企画課長補佐	竹本志郎		
	地震防災課 地震防災係長	佐竹孝一郎		地域企画課 地域振興係長	山脇史哉		
	企画広報課長	武田安仁		財政課長	竹田哲也		
	企画広報課長補佐	宮崎勝也		財政課長補佐 兼管財契約係長	塚谷文		
	企画広報課 産業振興室長	田中雄一		財政課長補佐 兼管財契約係長	宮崎史		
企画広報課 施設活用推進室長	田邊秀樹						
事務局	事務局長	西澤和史					
	事務局総務係長	土居和博					
記 録							
令和5年3月定例会において、継続調査となった所管事項の調査のため委員会を開催しました。							
その概要については以下のとおりです。							

■委員長挨拶により開会

■まず、「令和5年度 主要事業概要」について調査を行った。

●はじめに、総務課。

【説明：岡本総務課長】

冊子「令和5年度主要事業概要」の13ページの第三次四万十市行政改革の取り組みについて、これまで2回の行政改革の結果、事務事業の再編、事務経費節減の推進、適正な定員・給与の管理、民間委託の推進等に一定の成果があった。

一方で、少子高齢化の進展、人口減少による市税の減収や社会保障費の増加によって、本市の財政状況は、今後一層厳しくなることが予想されている。

さらに、新型コロナウイルス感染症のような想定外の事象や、デジタル庁の発足に代表される近年のデジタル化の加速など、本市を取り巻く環境の急激な変化に対して、迅速かつ柔軟に対応できる体制を構築していく必要がある。

このため、限られた財源の中で、行政サービスの最適化と、これまでの仕様にこだわらない柔軟な考え方のもと、引き続き行政改革を進めていく必要があるため、本年の3月に、令和5年度から令和9年度の5か年を計画期間とする、第三次四万十市行政改革大綱及び推進計画を策定した。

今回の第三次行政改革では、デジタル化による業務変革の項目として4項目、持続可能で安定的な行財政基盤の構築として15項目、市民とのパートナーシップの推進が4項目を定めており、これら三つの基本方針に基づく23の推進項目を整理している。

引き続き、複雑多様化する市民ニーズや、社会情勢の変化に対応し、効率的で質の高い行政サービスの提供の実現に取り組んでいく。

また、本日、配付した資料1、第三次四万十市行政改革大綱及び推進計画に詳細な対応等を記載している。

【質疑：上岡委員】

行政改革の中で、行政組織の再編については、どのような検討をしているのか。

現在の行政組織は細分化されており、多くの課があると感じている。時代の変化によって、高齢者に関する事務を所管する高齢者支援課のような新しい課を設置する必要性も出てくると思うが、中村地域にある本庁と西土佐総合支所において、別の課が同じ業務をしているの現状もあることから、土木関係の課を統合する等、行政組織の整理を検討したらよいと考えるが、第三次行政改革においては、行政組織の再編について検討しているのか。

【答弁：岡本総務課長】

第三次行革の中に、行政組織の再編に関する内容は入れておりませんが、行政組織につきましては、毎年度、各課の課長を対象に行政運営ヒアリングを実施しており、その中で新たな組織の必要性であるとか、不要となる事業についてヒアリングし、令和6年度の行政組織に反映させていくこととなっている。

【質疑：上岡委員】

行政改革大綱は、基礎になると考えている。

私が昭和51年に役所に入ってから、約45年が過ぎたが、支所がだんだん減っていった。支所の縮小については、行革で決定したものであった。

西土佐村と合併してもう20年になるため、統合できるものはきちんと統合すべきやと思う。

現場までの距離と交通事情の観点から、水道の断水といった緊急を要する業務については、係の設置とは別に、向こうに職員を配置しないといけない。

しかし、今回の行政改革大綱の策定時に、組織についてきっちりと論議すべきであったと思う。大綱内で組織のことに触れていないのは、いかがなものかと思う。

【答弁：岡本総務課長】

第三次行革の中では、組織について記載しておりませんが、今回の行革にある新規項目等を踏まえた行政運営を考えるうえで非常に重要であるため、各課のヒアリング等を通じて、

行政組織等の編成を検討することとしている。

【質疑：上岡委員】

それが気に食わない。

組織の編成については、当然、課長とのヒアリングを基に市長が決めるわけだが、私が今まで約 45 年間行政に関わってきて、自分の課の職員を減らしていいと言った課長は、1 人しか知らない。

大抵の課長は、自分の課の職員は仕事量が多いので、人を増やしてくださいと言っている。

いち課長からは、市役所の業務全体が見えているわけではないため、ヒアリングでは自分の課のことを話していると思うが、私はそれでは十分ではないと思う。

行政組織については、市役所全体を網羅したところで話をすべきで、例えば、西土佐の組織を話し合う中で、支所長や産業建設課長は不要であり、課も無くしたらいいと話す課長は少ないと思う。そういった人とのヒアリングを基に組織を検討すると言われているが、そのようなやり方でよいのか、疑問に思っている。

【回答：岡本総務課長】

上岡委員の言われたとおり、組織は重要なものであるため、ヒアリング結果だけでなく、行政運営にあたり考慮すべき事象、例えばデジタル化の推進や、県が力を入れている事業といった事象があるため、そのような事象にスムーズに対応した行政運営ができるよう、組織の編成についても考慮して進めております。

【質疑：谷田委員】

このデジタル化について、色々心配な点があります。

前回の委員会の際も言いましたが、標準化システムに各課が対応していくことになると思いますが、事務手続き全体については、総務課所管であると思っておりますので、お聞きします。

標準化システムへの移行にあたり、市町村が独自に取り組んでいる業務への対応はどうか、対応について国の見解が示されているのか、教えてください。

【答弁：岡本総務課長】

デジタル化については、令和 3 年度に四万十市行政手続オンライン化計画を策定しており、令和 4 年度に、国が定める 26 の手続、例を挙げると児童手当、介護といった手続について、オンライン化を実施したところです。

このオンライン化、情報化計画の推進といった事業は企画広報課で対応しております。

【発言：谷田委員】

四万十市が独自に実施している様々な事業が、標準化システムに対応しなかった場合、別のシステムを構築するのか、独自の事業に対する国の考え等を聞きたかったんですけど、企画広報課が所管とのことでしたので、後ほど聞きたいと思っております。

【質疑：上岡委員】

14 ページの 15 番目、市単補助金の廃止・縮減との項目があります。市の財政が厳しい中で、方向性は正しいと思うが、この種の計画が計画倒れに終わっているのではないかと心配している。

以前、市単補助金の廃止・縮減の項目があるにも関わらず、「女性と道路を考える会」への補助金の新設と補助金額の増額について一般質問したことがある。

道路の延伸のため、補助金をつけないといけない事情はあったかもしれないが、補助金の新設と増額が行われており、一般質問の翌年度は補助金額が下がっていた。

今回の行政改革大綱に市単補助金の廃止・縮減を定めるのであれば、この方針を厳格に守っていくということでしょうか。

【答弁：岡本総務課長】

13 ページのナンバー15 をご覧ください。先ほど上岡委員からご指摘があった、補助金の項目につきましては、二次行革からの継続項目となっております。

二次行革の現状として、所管課の自主的な見直しによる効果等が十分に評価、検証されて

おらず、思い切った見直しにつながっていない状況となっているため、三次行革において、令和5年度にガイドライン等を策定し、見直しに取り組んでいく予定となっております。

【質疑：上岡委員】

二次行革の中で補助金の廃止・縮減の項目を定めていたにも関わらず、「女性と道路を考える会」に対して新規で補助金を出している。補助額も当初の30万円から50万円、100万円と年々上がっていた。

当時の担当課長から、高速道路の延伸、国道441号線の早期完成に向けて市民の力を得るための補助金であるとの説明があったが、新規の補助金の予算要求が了承されたこと、補助額の増額、補助対象の選定について、当時から疑問を感じていた。

先ほどの答弁から、この補助金の新設と補助額の増額が、二次行革の内容と矛盾していることは、執行部も認める場所であると思いますので、三次行革においては、おかしなことにならないようお願いしたい。

【質疑：西尾委員長】

前回の委員会でも言いましたが、第三次行政改革大綱及び推進計画に関する資料No.1における、年次計画の記載内容が、例えば、6番の「トンボ公園のあり方の見直し」では、全ての年度に「見直し、実施」と書かれていたり、10番の「観光協会の自主活動充実と自立化への誘導」では、全て「自立運営の検討・実施」、18番の「職員研修の充実」も、全て「実施」と記載されている。内容が重要であると思うが、このような記載方法では、どのように見直したのか、どのように実施したのかわからない。

こちらの内容は、担当課が記載しているのか、内容の最終確認は、どのように行っているのか。

また、実施状況の評価として、「達成」であるとか、「未達成」であるとか、複数の段階に分けて評価していると思うが、どのように評価しているのか、確認させていただきたい。

【答弁：岡本総務課長】

行革大綱及び推進計画における記載項目にある事業については、取組内容と進捗状況を年度ごとに評価するため、各担当課から年次計画の提出を受けております。

年次計画には、担当課との協議を通じて、詳細な事業内容、年度末に評価可能な内容等を決定し、記載しております。

各年度の評価については、担当課による評価を、行革の担当課である総務課が確認、修正した後、庁内の行革推進本部会議において協議して決定しております。

この評価結果は、市ホームページに公開され、市民からの意見を聞くこととしております。

【質疑：西尾委員長】

評価結果について、市民への周知を行い、意見を聞くとのことだが、意見は寄せられているのか。

【答弁：岡本総務課長】

市ホームページにおける評価結果の公開と意見募集が始まり、約1カ月が経過しているが、具体的な意見は寄せられていない。

【発言：西尾委員長】

PDCA サイクルを市民の意見を反映して回していくことで、より良い地域にしてもらいたい。市民から広く意見を募るための見直しを検討していただきたい。

【説明：遠近地震防災課長】

それでは主要事業概要の15ページをお開きください。

地震防災課からは15ページから18ページにかけて4事業を記載しており、そのうち、住宅耐震対策、避難所機能強化、地域防災体制整備の3事業については、継続事業となっております。

では、15 ページの住宅耐震対策から説明させていただきます。

事業の目的ですが、南海トラフ地震における住宅などの倒壊は、多くの死傷者及び被災者の発生につながり、被害拡大の要因となります。

また、倒壊した建物は、住民の避難、緊急車両の通行、支援物資の輸送等に大きな支障を来すことから、地震発生時の被害を軽減するため、基準住宅への耐震診断、耐震補強、それから耐震工事などに取り組むものでございます。

事業の効果等として、各メニューの実績を載せております。

年度ごとに変化がありますが、近年では、耐震工事、ブロック塀対策、そして老朽化住宅の除却などの件数が伸びています。

事業内容として、各事業の補助限度額を記載しておりますが、昨年と同様の内容となっております。事業費については、住宅耐震対策全体で1億9195万1000円となっております。

続いて、16 ページには避難所機能強化について掲載しております。

大規模な災害が発生した場合、ほぼ全ての日常生活機能の停止が予想されており、指定避難所は、発災直後は助かった命の安全確保を最優先とし、状況が安定してくれば、避難住民の生活の場として役割を担っていきます。このため、指定避難所の環境や、拠点機能の充実のために機能強化に取り組むものです。

今年度は、賞味期限を考慮した非常用食料等備蓄購入と、自家発電施設の整備を予定しております。

続いて、17 ページのほうをお願いします。

17 ページは地域防災体制の整備となっております。

事業の目的として、災害発生時には、ふだんから顔を見合わせている地域住民が協力し合いながら防災活動に取り組む共助が、重要となっており、確固たる自主防災組織等の活動の支援、それから地域防災リーダーの育成に取り組んでいるものでございます。

事業内容については、まず1番に、自主防災組織継続活動支援補助として、各組織の資機材等の再整備を支援しております。

2番としては、自主防災組織間の交流連携補助として、組織間の交流や連携による、合同訓練等への支援を行っております。

それから3番に、自主防災・消防団連携資機材購入として、自主防災組織と消防団が連携して活用する資機材等への支援を消防分団単位で行います。

最後の4番は、防災士の養成となっており、防災士の試験への支援となっております。

続いて、18 ページをお願いします。

18 ページにつきましては、同報系防災行政無線親局設備更新について掲載しております。

市の防災無線については、導入から10年が経過しており、老朽化による障害発生が懸念されています。そのため、親局整備を更新し、故障リスクの低減とSNS等の配信への対応による情報発信の強化を図るものです。

事業内容としては、本年度に実施設計を行うこととしており、機器更新業務分として、1億266万5000円を債務負担行為で計上しております。

簡単ですが説明は以上となります。

【質疑：川村委員】

16 ページの避難所機能強化について、非常用食料等の備蓄品購入に係る事業費が昨年度と比較して5、60万ほど上がっておりますが、これは昨今のインフレが原因ですか。

【答弁：遠近地震防災課長】

物価高騰によるもので増額を見込んでおります。

【質疑：前田委員】

16 ページの避難所機能強化について、想定避難者数である9000人分の2日分の非常用食料を備蓄するということですが、国の示すところでは3日分の備蓄となっている。予算の問題もあると思うが、備蓄量を増やす計画はあるのでしょうか。

【答弁：遠近地震防災課長】

おっしゃるとおり、国からは3日分の備蓄が示されています。

予算の兼ね合いのため、2日分の備蓄となっておりますが、備蓄量の増加についても考え

ていきたいと考えております。

備蓄品については、4日目には国からの物資が届く想定で、公的備蓄と市民の方の備蓄などを合わせて、国の支援が来るまでの3日間の備蓄品を確保する計画を考えていきたいと思っております。

【質疑：前田委員】

17ページの防災士の養成について、防災士会から昨年は約19人が防災士会に加盟したと聞いている。計画では、30人の養成を予定しているようだが、防災士の資格を取得した方には、防災士会と共に活動していただきたいと考えている。防災士養成への補助にあたり、防災士会への加盟の誓約や、加盟を考慮したPRを行っていただきたいと考えているがどうか。

【答弁：遠近地震防災課長】

現在、防災士会加盟者のうち、防災士資格の方が50パーセント未満となっており、養成対象者への周知を行いたいと思っております。県の補助が入っている事業であるため、誓約は難しいかもしれませんが、資格を取る時、資格取った後などに防災士会の方と一緒に協力して周知に努めたいと思っております。

【質疑：山下副委員長】

18ページの防災行政無線について、老朽化により障害の発生が懸念されており、親局の設備の更新を行うということですが、この親局設備について、もう少し具体的に教えていただきたい。

【答弁：遠近地震防災課長】

親局設備について説明いたしますと、親局が市役所にあり、その他に中継局やスピーカーなどがあります。今回はその大元の本体設備の更新を行うこととなっております。また、消防、八束、下田にも相当設備がありますので、あわせてその本体と、相当設備を更新するものでございます。

【質疑：上岡委員】

今年か、昨年のことだったと思うが、高知県内のある市長選挙において、災害住宅に関する公約を挙げていた市長候補がいました。当選したかは定かではありませんが、泡沫候補ではなく、まともな候補者でした。

私は、津波が起きることが想定されている中で、津波が起きてから適地を探して、地権者と交渉して建てるとなると、かなりの時間を要すると考えており、なかなか面白い公約と思いき、新聞を見ていました。

そこで、16ページの避難所機能強化に話に移りますが、私はそういう考えが地震防災課として必要ではないかと考えています。

新しい課長に、急に突拍子もない話をしますが、検討する必要があると思っております。

ご検討をお願いするとともに、もう一つ質問させていただきます。

防災士は国家資格ではなく民間資格であります。私は市民全員が知識を持ち、防災士になるのはいいことだと考えています。

毎年30人分の予算を組んでいるが、行政としての目標をどのように考えているのか。

防災士が、市民の5パーセントいたらいいのか、10パーセントになったらいいのか、全員に資格を取ってもらうのか、という話なんです。やはり行政でしっかりと目標がないといかんと思っております。

行政としての目標について、課長自らの考えでもいいですし、また、今までどういう考えがあったかお聞かせいただきたい。

私は、災害を乗り越え、市民の命を助けるためには、防災士だけではなく、土木の技術など、いろんな知識が要すると思うんです。その辺りの考えを少しお聞かせいただければ。

【答弁：遠近地震防災課長】

まず、一つ目の質問ですが、県から事前復興計画について指針が出されており、上岡議員がおっしゃるとおり、発災前からどこに移転するのか、高台移転なのか、別の地域に移り住むのか、またそこで復興するのかといった計画を作成するように、との話が来ていることか

ら、四万十市としても事前復興について、考えていくこととなります。

それから、防災士の目標数、防災士の比率については、現時点では目標の数値を持ち合わせておりません。

防災士会の方とも話す中で、全員が防災士となって、防災知識を持っていく方向に進んでいきたいと思いますが、現実には全員は難しいところもございますので、数値的な目標については、今後、考えていきたいと思っております。

【質疑：上岡委員】

課長、一つ目の問題について、僕が言いようことと少し違う。

復興計画の中で将来どうするか計画を立てよらんといかんがやけんど、津波が起きたら復興住宅を作らないかん。

そのために、自分が市長だったら、先ほど私が言った市長候補のように、災害住宅用の宅地を前もって押さえ、中間処理で使用した後に宅地にする。

住宅を建てて、移動するまでに5年としたら、その時に宅地がなかったら、宅地を探すのに2年半も3年もかかり、宅地が見つかったら建てよったらさらに1年かかり、合計4年もかかる。

事前復興計画にもつながるけどね、私は、災害住宅を事前に30戸ぐらい建てておくべきだと思う。

例えば、今のうちに下水道施設などの余っている土地へ復興住宅を10戸建てる、という計画を作っておかないと、災害が起きた際に混乱してしまうと思う。

【答弁：遠近地震防災課長】

おっしゃること、もっともなことだと思います。

土地の購入については難しいところもございますが、事前復興計画作成の中で災害住宅についても考えていく必要があります。確かに土地を準備しておけば、災害住宅の建設が早いと思いますが、なかなかそのような土地を準備できない場合の対応についても、協議していきたいと思っております。

【説明：武田企画広報課長】

それでは、令和5年度主要事業概要の19ページをお開きください。

市公式ホームページと市公式LINEの連携機能の導入でございます。

これにつきましては御承知のとおりLINEのアカウントにおいて、主に防災行政無線の放送内容の配信を行っているところでございますが、その他特定地域でのみの放送、これにつきましても一斉配信されている状況でございます。

また、子育てなどその他の情報について、LINEでの情報発信を希望する、といったニーズも高まっております。

そういった中で、LINEの機能としてセグメント配信機能、これは利用者が欲しい情報を選んで取得できるようになる機能でございますが、それらの機能を実装すること。

また、多くの情報を積極的に発信できるように、ホームページとの連携を図るというものでございます。

事業内容につきましては、これらの連携機能の導入設定、それから、セグメント配信のためのカテゴリーの登録といった作業を委託するものでございます。

続いて20ページをお開きください。

システム標準化・共通化対応についてでございます。

現在、行政事務処理システムや情報システムの仕様につきましては、各自治体で統一されていない現状がございます。

また、業務システムを、各自治体が独自でカスタマイズしている状況ですが、国のデジタルトランスフォーメーション推進計画の中で、全ての市町村は、国が定める20業務について、令和7年度末までに標準仕様に準拠したものに移行するよう、求められております。

そういったことを受けまして、本市では令和6年度からアドワールド、これは、住民情報、住基、税、福祉などのシステムとなりますが、このシステムを来年度から順次標準化していく計画となっております。その前段として、今年度は、現行システムの仕様と標準仕様の再度確認、それから、外字などを合わせる作業を委託により実施することとしております。

続いて、21ページです。ケーブルテレビ設備等の更新です。

これにつきましては、デジタル放送移行に伴う難視聴対策として、平成 21 年度に西土佐地域、22 年度に富山、大川筋地区にブロードバンド環境を整備したところでございますが、そのうち、本庁、総合支所、口屋内にある設備について、老朽化対策として順次更新を行うものとしております。

この更新につきましては、事業内容にございますように、今年度から令和 9 年度までの計画で行う予定です。

今年度につきましては、来年度から順次各設備の設置、調整を行うことにしておりますが、それに当たり、どういった内容の更新が必要かといった調査等を行うということにしております。

続いて 22 ページでも、ふるさと応援寄附金、これは継続事業でございますので、説明は割愛させていただきますが、今年度の寄附目標額として 6 億円を目指しております。

次に 23 ページです。施設活用推進事業でございます。

これにつきましては、旧下田中学校及び旧中医学研究所の利活用を検討し、地域の活性化を図るものとなっております、事業内容にありますとおり、今年度 4 月に庁内のプロジェクトチームを設置し、1 回目の会議を行っております。

現在、利活用検討会の設置に向けた準備を進めており、公募委員を 3 名程度を予定しております、その公募につきましては 6 月の広報等で募集を行い、予定でございますが、7 月の上旬には検討会を設置し、プロジェクトチームと両輪となって検討を進め、年度末には基本方針を策定したいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

【質疑：谷田委員】

先ほど総務課長に質問したところ、内容が企画広報課ということで、お聞きしたいんですが、市が独自に実施している様々な業務について、標準システムに対応しなかった場合、どのように対応するのか。また、国としてはどのように対応する考えなのか教えてください。

【答弁：武田企画広報課長】

標準システムに対応しなかったものについては、標準システムの仕様との間にどのような違いがあるのかを調査し、対応を検討していくことになろうかと思っております。

【質疑：谷田委員】

標準システムに対応しなかった場合の対応について、国の考え方や指導はありますか。市独自の取組について、個別に対応して残していくことになりませんか。

【答弁：武田企画広報課長】

市独自のものは残していく予定です。

【質疑：谷田委員】

デジタル化による標準化で、職員にとって業務の効率的につながり、市民にとっても利便性が向上する部分もあると思っておりますが、自治体がクラウド上で管理する情報の漏えい等の個人情報の取扱いに関する問題が危惧されることから、慎重に対応していただきたいと思っております。また、市独自のメニューの中に、近隣の自治体において同じように実施しているものがあれば、費用負担等に関する協議も含め、適宜、連携して対応をお願いしたいと思っております。

【答弁：武田企画広報課長】

セキュリティ関係につきましては自治体の責任において、整理してお願いしたいと思っております。それから、独自のものにつきましては、先ほどおっしゃられたとおり、他の自治体とも情報共有しながら、効率的な運用については、財政面も含めて検討していきたいと思っております。

【質疑：上岡委員】

23 ページの大学と下田中学校の部分についてお聞きします。

まず、この事業の推進事業の内容で、4 月に 1 回、庁内のプロジェクトチームでどのような検討をしたのか、まず、教えてもらいたい。

次に、検討会の公募委員を 6 月の広報で募集して 7 月の初旬には決めたいと。応募が多か

った場合、誰が審査するのか、3人程度の公募委員が4人、5人になることがあるのか。

次に、校舎の利活用について、2校ほどの大学から打診が来ている、という話をお聞きしたが、そのような話はあるのか。

【答弁：武田企画広報課長】

まず、プロジェクトチームにおける検討内容については、まず、スケジュールを共有しました。そして、検討会の委員について、どういった分野の方に参画してもらうのがよいのかを検討いたしました。その後、各課からの委員の中での活用案を自由に出してもらう形で意見交換を行いました。

その中で出た意見としましては、旧中医学研究所の1階と2階部分を子育て関係の施設として、屋内型遊園地等に活用してはどうか、といった案が出されました。検討会の検討結果はそのような内容でございます。

2点目ですが、公募委員が3名程度と申し上げましたが、それを超える応募があった場合、申請書に記入していただいた、動機でありますとか、地域活性化の活動内容でありますとか、そういった情報をもとに、市の中で選考をしたいと考えております。

それから3点目について、法人名は言えませんが、学校関係の法人から打診があったところでございますが、今のところ具体的な話にはなっておりません。

【質疑：上岡委員】

よくわからなかったのが一つだけ。

公募委員への応募が多かったら、当然、市の中で委員を決めると思うが、所管課である企画広報課、人事を所管する総務課、または市長が決定などが考えられるが、どのように決定するのですか。

【答弁：武田企画広報課長】

選考手順に詳しいところまでは定めておりませんが、最終的には、市長による決定ということになるかと思えます。

市長による決定までの過程としては、議員が例に挙げられた総務課もメンバーとなっているプロジェクトチームの中で検討することになると考えています。

【質疑：上岡委員】

プロジェクトチームには7、8人の課長が入っているので、是非ともそちらで検討してもらいたい。

私は、今回の利活用は非常に大事な問題だと思うんですよ。

活用という言葉は良いイメージがありますが、今回の件は大学誘致断念という行政の失敗をどうするのかということですので、少しでも良いものにしてもらいたい。

そのために、地域性を考慮して下田地区の方を委員に含めるなど、公平を期していただきたい。よろしくをお願いします。

【質疑：川淵委員外議員】

今の23ページのところですけれど、一般市民からの公募委員については理解しました。

ほかのメンバーとして、前回、学識経験者、地域住民代表、各種団体代表という案が出ていたと思いますが、どのように選考していくのか。

例えば、各種団体についても、たくさんありますので、関係団体の選定はどの辺まで進んでいますか。

【答弁：武田企画広報課長】

プロジェクトチームの中で、どのような団体の方に参画していただくことが望ましいのかを整理しているところでございます。

【質疑：川淵委員外議員】

その整理した内容は公表出来ないんですか、こういう団体にしましたとか、まだ決まっていないんですか。

【答弁：武田企画広報課長】

委員就任に関する打診等はこれからでございますので、この場では控えさせていただきますと思います。

【発言：川渕委員外議員】

この件につきましても、ぜひ透明性を持って公平にお願いしたいと思います。

【説明：竹本地域企画課長補佐】

本日は村上課長が、株式会社しまんと企画の総会に出席のため、大変申し訳ございませんが、私のほうで代理で説明させていただきます。

それでは、主要事業概要の71ページをお開きください。

地域企画課からは2件ご説明させていただきます。一つは継続事業、一つは新規事業でございます。

71ページの四万十市生活交通バス事業につきましては、西土佐地域の住民の移動手段として、自家用有償旅客運送と、デマンド交通を運行するものでございます。

こちらは継続事業でございますので、内容につきましては、前回から変更はございませんので説明を割愛させていただきます。

委託先である有限会社西土佐交通に対し、自家用有償旅客運送について、456万1,000円、デマンド交通につきましては、1,627万5,000円で委託するものでございます。

続きまして、72ページをお開きください。

集落支援員の事業でございます。

こちらにつきましては、今年度からの新規事業となっており、本市の中で特に人口減少、高齢化が顕著な黒尊川流域、黒尊川流域というのは、奥屋内上、奥屋内下、玖木、口屋内の集落のことでございますが、この地域の活性化の想いを反映した振興計画の策定の支援及び計画に基づく取組を推進するため、集落支援員を任用するものでございます。

事業内容につきましては、黒尊川流域の振興計画の策定及び計画に基づく取組の支援と、地域活動の支援、黒尊川流域地域情報発信等ございまして、配置人数は1名、任用期間は、令和5年6月1日から令和6年3月31日の10か月となっており、4月28日に面接を行い、任用予定者を決定しております。

この集落支援員は、会計年度任用職員として年度ごとに任用することとなっており、最長3年間の任用を予定しております。

こちらは、地域おこし協力隊の仕組みを参考に、制度を流用させていただいておりますが、内容につきましては、最初3年間のものとなっております。

こちらの事業につきましては、全額、特別交付税措置で実施されるものでございます。令和5年度当初予算につきましては、311万4,000円で事業を実施することとしております。以上でございます。

【質疑：上岡委員】

これはちょっとお聞きしたいがやけど、村上課長は何の会に行ったのかね。

【答弁：竹本地域企画課長補佐】

もう一度、説明します。株式会社しまんと企画の総会への出席となります。

【質疑：上岡委員】

それは、重要な会かもしれないが、課長補佐では対応できないのか。

委員会よりも大事な会なのか。

その株式会社は公的な会社だろうと思うんやけど、課長が理事を務めており、どうしても出席しないとイケない会なのか。

私は、課長が用地の交渉についてたまたま委員会の日に約束していて、委員会に来れないとかいうのやったら分かるんですけどね。

以前も、女性の課長で委員会に半分も出席しない課長がおったんですよ。

もう退職された方やけど、よく出張に行っていた。

私は、課長は委員会にできるだけ出席してもらいたい。そのことをまずはお願いして、お聞きします。

71ページの西土佐地域の住民の移動手段についてでございます。

主要事業概要に書いていることを私が理解できんがやけど、有償旅客運送事業は、西土

佐バスと西南交通と2つあるんですかね。

そこでちょっとわかりにくいのは、デマンド交通の燃料代を除くと書いている。

燃料代は市が実費支給していると思うが、どういう理由でそういうややこしいことになっているのか。

【答弁：竹本地域企画課長補佐】

有償運送旅客事業につきましては、西土佐バスとして、有限会社西土佐交通に市のバスを2台お貸しして運行していただいています。

デマンド交通につきましてはバスほどの大きさはありませんが、一定数のお客さんが乗れる少し大きな乗用車を3台、有限会社西土佐交通に貸出して運行していただいております。

燃料費につきましては、走行距離に基づき、実費精算するべきものと考えておりますので、こちらにつきましては、市のほうで負担するというので整理させていただいております。

【質疑：上岡委員】

小さい話かもしれんけど、西土佐交通に貸出している車は、普段は支所に置いているのか、それとも、運転手の家に置いているんですか。

というのは、実費支給となる燃料代の取扱いが気になるがですよ。

【答弁：竹本地域企画課長補佐】

3台の車両につきましては、江川崎駅の横に西土佐バスの詰所があり、そちらに置いています。運転手の通勤につきましては、各運転者がそこまで、自家用車等で出勤しています。

そこから、業務で走った分だけの燃料費を市が負担することになっています。

【質疑：上岡委員】

もう一つの事業の燃料代の取扱いはどうなっているんですか。

【答弁：竹本地域企画課長補佐】

こちらのバスにつきましても同様に、バスの置場まで各運転手が自家用車等を運転して対応するようにしております。

【質疑：山下副委員長】

72ページをお願いいたします。

集落支援員についてですけど、まず、一つ教えていただきたいんですけど、この集落支援員というのは、ほかの地区にもいるのでしょうか。

次に、地域協力隊の事業を参考にしながらということで、先ほど説明がありましたが、地域協力隊の方なんかは、その地区に住まわれて、地域の人たちといろいろと協力していくこととなると思いますが、集落支援員の方は、どちらに住まわれて、どのように奥屋内や黒尊の方とコミュニケーションを取っていくのでしょうか。

【答弁：竹本地域企画課長補佐】

ご質問が二つあったと思います。

まず一つ目のほかに集落支援員がいるかどうかということでございますが、以前はいたようですが、現在はいないため、今回、久しぶりに1名雇用することとなります。

もう一つ、地域おこし協力隊の話でございますが、私もちょっと言葉足らずなところがありまして、大変申し訳ございません。

集落支援員の制度自体は、国のほうで制度化されており、特別交付税措置を財源に雇用できるものとなっておりますので、予算の組み方として、地域おこし協力隊の報酬の支払い方を参考とさせていただきました。

集落支援員と地域おこし隊の異なる点として、地域おこし協力隊は県外の都市部から来ていただく形となりますが、集落支援員につきましては、地域について理解があり、きめ細やかな対応が期待できる地元の方を雇用可能とする制度となっております。

ちなみに、今回1名雇用する方といいますのは、西土佐地域の方で、現在、西土佐の須崎にお住まいの方でございます。

【質疑：山下副委員長】

集落支援員っていうのは、現在は、こちらの奥屋内のほうに1人ということですけど、以前はどちらにあったんでしょう。

【答弁：竹本地域企画課長補佐】

私のほうもはっきりとした情報を持ってないもので、なかなかお答えしにくいところがありますが、以前は産業建設課の産業振興関係で配置していたと聞いております。

【質疑：山下副委員長】

地区はわからないんですね。

【答弁：竹本課長補佐】

はい、私のほうでは、ちょっとわかりません。

【質疑：上岡委員】

しつこいようで申し訳ない。

また71ページに戻ってもらって、デマンド交通について、書いていることがわかりにくいんですよ。

3台の車を貸して、中部、北部、共通と3コースある、運行業務委託料として、燃料費を除いて、貸し出しているバスの維持管理費として委託額が1,600万円、バス3台を貸して、運転手付き、この内訳について、どういう試算になっているのか。ほとんど人件費じゃないかと思うが、委託料の内訳を教えてください。

それから、約200万円が計上されている、その他の運営費とは何でしょうか。

【答弁：竹本地域企画課長補佐】

それでは、御説明させていただきます。

まず、1627万5000円の委託料の内容でございますが、運転業務に3名に従事していただいております。

藤ノ川方面、江川方面、大宮方面ということで、待機時間も含めまして、年間1,069万2,275円。運行管理業務に従事していただく方が必要でございますので、その業務の方が154万8,000円、整備管理業務に従事していただく方に、同額で154万8,000円、そして、自動車税等の諸経費関係が約30万円弱となります。

それらの合計が約1,400万円になりまして、それに対して諸経費を5パーセントとり、70万余りでございます。

これらの合計1,479万5,000円に消費税を掛けました1,627万4,500円が委託料となっております。

次のご質問でございますが、その他運営費197万8,000円の内訳でございます。

1番大きいものは燃料費が106万3,000円。次が車検や3か月点検等にかかる経費として修繕費でございます。あとは、消耗品費、電気料等が約35万円となり、合計197万8,000円となっております。

【質疑：上岡委員】

内容についてはよくわかりました。

ちょっと今の時代で、3台の待機の方がおられる中で、配車係のお金が少し中途半端で約100万円。

待機時間も考慮して運転手が一人300万円、年間330万円とか350万円いるというのはよくわかるんですよ。

配車係は必要だから配置しているのですが、どこで待機して、どんな仕事しているのか。また、整備管理業務の内容についても教えてください。

【答弁：竹本地域企画課長補佐】

配車にあたっては、電話予約が原則になっておりますので、配車係は、JR江川崎駅の横の西土佐バスの詰所に待機し、予約の電話を受けて、運行を管理するパソコンへの登録作業等を行っております。

運行管理と整備管理につきましては、旅客運送を実施する以上、配置しなくてはならないものとなっておりますので、そちらの費用も発生しているということでございます。

【質疑：上岡委員】

大体よくわかったが、配車係の分のお金が少ないが、ほかの業務も兼ねているのか。待機時間で割ったらお金が安いので、他の業務を兼ねないと約 100 万円ではできないと思うんですよ。

運行管理と整備管理は委託している運転手 3 人ができるんじゃないかと思いますが、運転手とは別に、それらの業務にあたる人を雇っているのか、または運転士が兼ねて対応しているのか、そのことについても教えてください。

【答弁：竹本地域企画課長補佐】

申し訳ありません、受付業務の方が、どのように配置されているのか把握しておりませんでした。

パソコンの前で電話番をしているということは聞いておりますが、少し調べますので、お時間いただけますでしょうか。

それと、もう一つの運行管理業務と整備管理業務につきましては、路線バスの運転手との案分の金額を書いております。

【質疑：上岡委員】

竹本補佐ね。運行管理者を置かないといかんという説明があった。

西土佐バスのために、運転手 3 名が待機しているわけなので、その運転手が運行管理者になることはできないのか。

また、整備管理業務については、別に車検に関する作業を行うわけではなく、お客さんを乗せるにあたり、タイヤの空気圧やエンジンオイルを確認するといった業務内容であると思うが、この業務のため 1 人配置しているのか、それとも運転手が兼務していないのか。

【答弁：竹本地域企画課長補佐】

金額をその。

【質疑：上岡委員】

金額はそれぞれの業務が約 100 万円で、合わせると約 200 万円という説明やったけど、誰が業務を行っているのか。運転手が兼務しているのか。

— 小休 —

— 正会 —

【答弁：竹本地域企画課長補佐】

運行管理者と整備管理者については、現在調査中でございますので少々お待ちください。

今回ご質問ありました、西土佐交通の受付体制でございますが、日曜祝日以外は毎日勤務で、朝 7 時から午後 6 時まで、午前午後の交替制で行っております。

職員は基本 2 名で対応しており、3 名で回している状況です。

【発言：西尾委員長】

それについてはいいですか。

【質疑：上岡委員】

ええない。

この業務を 3 人で回すと、朝 7 時からの受付のため、6 時半には家を出ないといけない勤務となっている。約 100 万円の業務を 3 人で回しているというのは安いと思うが、他の業務との兼務の実態はどうなっているのか。

【進行：西尾委員長】

どうでしょうか。お答えいただけますか。

— 小休 —

- 正会 —
- 休憩 —
- 再開 —

【答弁：竹本地域企画課長補佐】

それでは先ほどご質問あった件についてお答えいたします。

運行管理業務と整備管理業務につきましては、運転手が兼任となっております。

3名の待機については、運転者自体は5～6名おりますので、その中でも兼任しているという状況でございます。

受付に係る勤務体制は先ほど申し上げたとおりですが、受付業務に関する賃金の支払いについては、企画広報課でまとめて受付業務を委託しているため、先ほど説明した事業費1,627万5,000円には含まれていません。

【質疑：上岡委員】

それではお金のことを再度お聞きする。

まず、デマンド交通の1,627万5,000円には受付業務の人件費は含まれておらず、運行管理業務と整備管理業務を兼務している運転手3名分に対して委託料を払っている。

その他で燃料費と車検代として、200万円近くを払っている。

そうなる तो ちょっと金額が多過ぎないかと思う。

委託料の内訳を詳しく説明してくれ。

- 小休 —
- 正会 —

【答弁：竹本地域企画課長補佐】

運転者3名の賃金については、1時間あたりの単価が1,318円。

拘束時間は、運行するルートによって異なりますが、7.5時間から11.5時間、日数が年間295日で計算しております。

運行管理業務につきましては、1日あたりの単価が5,250円。

295日でこちらは先ほど申し上げましたとおり、運転士等の経費を案分して、運転手は兼務しております。

整備管理業務も同じく1日あたりの単価が5,250円で、運転手が兼務しております。

そのほかにつきましては、自動車税1万5,700円、自賠責保険料7万4,260円、重量税1万400円、これの合計の積み上げが1,409万855円になり、それに諸経費が70万4,542円を加え、端数を切捨てた1,479万5,000円が消費税抜きの金額となります。

【質疑：上岡委員】

運転業務に係る運転手3名分の委託料は1kmあたりいくらで計算しているのか。

- 小休 —
- 正会 —

【答弁：竹本地域企画課長補佐】

拘束時間によって金額が異なっており、1番短い拘束時間が江川方面の7.5時間、1番長い拘束時間が大宮方面で11.5時間となります。

1番少ないところで単価、拘束時間、日数を乗じて計算しますと、年間291万6,000円余り。1番多いところで計算しますと、年間447万1,000円余りとなっております。

【質疑：上岡委員】

それでは、拘束時間が長い大宮方面の運転手についても兼務する2つの業務を295日行っており、運転業務に兼務する業務の金額を加えた委託料を、交代で業務にあたる運転手で分けているということですか。

【答弁：竹本地域企画課長補佐】

こちらの委託料につきましては、有限会社西土佐交通に対してお支払いされるものでございますので、対象者の賃金につきましては、西土佐交通を通じてお支払いされていると思います。

【質疑：上岡委員】

有限会社で運営しているから、一部は会社に入らないと運営ができないと思うんですね。

私は、拘束時間が11.5時間でどういう動きをしているか分からないけど、単純に計算すると、年間447万円支給となる人が3人いた場合、1日約3,000円入ってきて年間295日間で約80万円の積りとなる。

447万円に80万円を足すと520万円となり、我々の支給額より多い。

そういうことを、さっきの行革大綱の内容とはあまり関わりがないかもしれませんが、実態が伴っていないと思うので今年はこの内容で委託することとなりますが、次の委託の時はデマンドバス事業の金額や、運転手の拘束時間等を踏まえて、委託内容を十二分に検討していただきたい。

私が聞いた話では、バスで小学校の朝と晩を送迎して1日に4,500円ぐらいらしい。拘束時間を考慮しても余りにも金額に違いがあると思うが、企画広報課とも調整し、公平な内容となるようにしてもらいたいと思う。

今年度の分は予算も通していることですので、次の委託の際は、よろしくお願いします。

【質疑：西尾委員長】

委託内容の検討にあたり、延べ利用者数を把握されていると思うんですけど、そこも考慮していただきたいんです。

おそらく、利用者数は減ってるんじゃないかなと思うんですけど。

そこを教えていただきたいと思います。

【答弁：竹本地域企画課長補佐】

それではお答えいたします。

デマンドバスの利用者状況につきましては、毎年度の事務報告書のほうで報告させていただいていますが、令和3年度の延べ利用者数は3,464人でございます。

令和2年度は3,382人、令和元年度は4,094人ということで、大体その辺りで推移しているところがございます。

令和4年度について調べましたところ、2,584人となっております。

かなり大幅に減少しておりますが、減少の理由までは分析しておりません。

【意見：西尾委員長】

利用者数については、今後も減っていくと思われまので、そういった点も考慮しながら、内容を検討していただきたいと思います。

※他に質疑なく終了

— 休憩 —

— 再開 —

■次に、調査項目イの大学誘致断念に伴う施工業者への補償金について調査を行った。

【説明：武田企画広報課長】

この補償金に係る経過でございますけれども、前回の委員会で報告させていただきましたとおり、3月31日に相手方から請求書が提出されました。

その後、双方において協議、確認等を行い、5月9日に相手方と協議調整が整いましたので、その内容について、顧問弁護士にも相談した上で、次の6月市議会定例会へ議案として提出、提案させていただく予定としております。

なお、その内容、補償額につきましては、議案として提案するまで説明は控えさせていただきます。

【質疑：上岡委員】

委員会での説明を控える理由は何ですか。
委員会の調査事項として挙げており、説明を控える理由がわからない。

【答弁：武田企画広報課長】

損害賠償の額の決定につきましては、額にもよりますが、議会の議決事項となっており、議会のほうで審議していただく内容となっております。

それを事前に委員会等の場で、事前の審査とする取扱いにすべきものではないと判断しております。

【質疑：上岡委員】

議会の仕組みとして、議案の審査は委員会に付託されることとなっており、委員会主導となっている。その委員会における調査事項として挙がっているのに説明できないというのは、この損害賠償については調査事項の範囲ではないとされたと一緒に、私は委員会軽視だと思う。

すでに双方が合意しているとの説明があったが、その金額についても調査したい。

— 小休 —

— 正会 —

【質疑：上岡委員】

私は速やかに市民に知らせる必要があると思っております。

調査項目に挙げたわけやけど、本会議に議案として提案するものであるから、金額については双方合意しているが言えない、その理由についてお示してください。

【答弁：武田企画広報課長】

この損害賠償の額の決定につきましては、議会の議決事項となっており、今議会において、損害賠償額の予算についても議案が出ます。

予算決算常任委員会と総務常任委員会に付託され、審議していただくことになるかと思いますが、その前に本日の委員会で額をお示しいたしますと、事前審査となるということでございますので、今日のところは説明を控えさせていただきます。

【進行：西尾委員長】

損害賠償額の数字は控えさせていただきますということですが、それまでに至る経緯等について、何かご質問ございますか。

【質疑：上岡委員】

3月31日に業者のほうから、請求書の提出があったということですが、妥結額は請求額と同額ですか。

【答弁：武田企画広報課長】

当初請求いただいた額とは違う額となっております。

【質疑：上岡委員】

請求額からどのくらい引かれたのか、おおよそでも構わないので言えないだろうか。パーセントだったら金額わからないので、パーセントでも構いません。

【進行：西尾委員長】

おおよその額が分かってしまうのではないのでしょうか。

【答弁：武田企画広報課長】

その辺につきましても、先ほどと同じ理由で、控えさせていただきますと思います。

【質疑：上岡委員】

金額以外で業者がどれだけ譲歩してくれたかを知りたい。

市の方に非があるんだけど、例えば、要求額の20パーセント引きで妥結となったのか。それとも5パーセント引きなのか、30パーセント引きなのかということも言えない理由は何か。

【答弁：武田企画広報課長】

これまでの説明の中で、こちらから具体的な額についてお示ししたことはありませんが、議員からのご質問にお答えする中で、結果的に様々な金額が示されており、それらの額から想定できるものとなりますので、控えさせていただきたいと思います。

【質疑：上岡委員】

私の一般質問の際に、損害額決定までの出来高をパーセントで答弁されたことがあったが、約何パーセントという答え方のため、具体的な金額までは分からなかった。

前任者の中田副参事は、工事費や今出ている出来高の3億5,781万6,360円について、委員会で諮られていないときに、一般質問で64パーセントと答えているんですよ。

それなのに、委員会では、業者から3月31日に請求書が来た、出してきた額については、6月議会で議案として調整するとしている。

要求額の100パーセントの額ではないことはわかった。

課長の答弁の中でパーセントを言ったら分かると言いましたけど、誰も分からないと思います。仮に10パーセントとしても、頭の数字がわかりませんから。

【発言：西尾委員長】

ある程度想像ができるということだと思いますよ。

頭が大体これぐらいで、何十パーセントでというならこのぐらいという想像ができるということだと。

【発言：上岡委員】

工事をすべてやっていないので、5億5000万円より低いことはわかる。それぐらいしか分からん。

【質疑：西尾委員長】

さっきの答弁から変わることはないでしょうかね。

【答弁：武田企画広報課長】

ありません。

【進行：西尾委員長】

ということでよろしいですか。

【発言：上岡委員】

まあ、それは方向を変えて問わんといかんね。

【進行：西尾委員長】

ほかに質疑、ございませんか。

【質疑：上岡委員】

そしたら、話を変えて、施工業者が3月31日に請求書を出されたということですが、どいう請求書ですか。表書きは、契約違約金ですか、どいう趣旨の請求書だったのか。

【答弁：武田企画広報課長】

請求書としては損害賠償請求という内容となっております。

【質疑：上岡委員】

損害賠償の内容について、損害賠償もいろいろ項目があると思うんです。

損害賠償請求の内容に項目があると思うが、損害賠償の内容を羅列しているだけですか。

下請け業者とかいろんな方に契約していると思うので、そういう細部に渡っての、損害賠償になっていると思うが、その内容を可能な範囲で説明してもらいたい。

【答弁：武田企画広報課長】

内容について細かくは説明出来ませんが、内訳としては3項目となっております。それらを合計した金額で請求していただいております。

【質疑：上岡委員】

いや、細かくはいいんです。最後合計もわからないので。損害賠償の内訳の3項目がどういう項目か教えてください。

【答弁：武田企画広報課長】

先ほど答弁した3項目は、業者の方で判断していただいた内容となりますので、この場では控えさせていただきたいんですけど、一つだけ一般的な考え方として、工事が中断しなければ得られていた利益、逸失利益が一つでございます。

損害賠償の内容につきましては、それぞれ請求される方によって違ってきますが、その他の項目については、今のところ議案としても確定していませんので、業者さんの積み上げた内容については控えさせていただきます。

【質疑：上岡委員】

課長ね。損害賠償を出さないといかんかった。私も出さないかんと思うんですね。

行政としてなぜ、損害賠償を出さないといけないこととなったのか。人に、発注した会社に不都合したから出さないかんわけよ。

くだいようだけど、このようなことになったことについて、行政の大きな失敗として責任があると思うんですね。

そのことについて、議会に対して、市民に対しても、どのように思っているのか教えてください。

【答弁：武田企画広報課長】

どのように感じているか、ということについてはちょっと。

【質疑：上岡委員】

あなたの考え方を聞きよるんじゃなくて、執行したときに失敗したわけよ。

うちの責任によって損害賠償を出さないといけない事態が起きた。

それを踏まえて、今現在、執行部として、議会、市民に対して、反省して、どういう考えを持っているのか。そのことを、お答えください。

【答弁：武田企画広報課長】

今回の賠償につきましては大学誘致を断念したことによって、工事が中止になりました。

その中止によって与えた損害というのは、請負契約においても賠償しなければならないことになっておりますので、それは当然のこととして、事務を進めております。

【質疑：上岡委員】

そういうことを問いよるがない。

大学の認可申請を取り下げたから誘致も断念になった。

工事を発注しておいて、賠償金を払い、結果、物は出来なかった、道路や橋づくりと同じで、二度とこんなことは起きたらいかんわけよ。

大学誘致断念は、生徒が少なく認可が下りなかったことが原因やけど、そのこと自体が、行政の執行者として、二度とこんなことが無いように反省してもらわんといかんと思うんですよ。

【発言：西尾委員長】

前回の委員会でも、市長に総括と検証という形で、市長からもお答えいただいたもので、なかなか、市長以上の答えは出にくいかなと思うんですが。

【質疑：上岡委員】

金額を言わんけん、こうなるがよ。もう1回問うてみる。

【進行：西尾委員長】

同じと思いますが、答えがありますか。

【答弁：武田企画広報課長】

先ほどの答弁以上のものではありません。

- 小休 —
- 正会 —

【答弁：武田企画広報課長】

事務手続上でありますが、事業の推進方法、やり方については反省すべきというところがあれば、そこを整理して今後改善していきたいと思います。

【進行：西尾委員長】

ほかの委員からは、何かありませんか。

なければ、前回、4月24日の委員会において、企画広報課へ確認を依頼しておりました、工事中止決定後、搬入を止めることが出来た資材、搬入された資材について、この項目で調査したいと思いますよろしいでしょうか。

【一同】

異議なし。

【進行：西尾委員長】

それでは、お手元に資料あると思いますけど、説明のほうよろしく願いいたします。

【説明：武田企画広報課長】

それでは、お配りしております資料に基づいて説明させていただきます。

まず、工事の出来高等でございますけども、工事内容についてにお示ししております。

工事の中止を通知したのが10月28日で、出来高が確定したのが3月10日となっており、出来高率は64.85パーセントとなっております。

そこで、前回の委員会でご質問がありました、搬入を止めることが出来た資材、出来なかった資材の内容とそれぞれの金額ということでございました。

まず、中止後に納入された資材、止めることが出来なかった資材について説明させていただきますが、主なものとしましては、資料にお示ししてあるとおりです。詳細につきましては、別紙で添付しております。

次に、金額的な部分でございますが、総額で約1億3,700万円となっております。これは設計上の単価を用いて算出しました。

中止後に納入された資材につきましては、資料にある一覧のとおりでございます。

次に、キャンセル出来た資材につきましては、資料の2番にあるとおりとなりますが、これにつきましては、金額を算出することが難しい状況でございます。

その理由としては、納入された資材につきましては、実際に納入されておりますので、納入された資材の種類、数量を基に設計単価を用いて算出することができますが、キャンセル出来た資材につきましては、工事を途中で中止することとなり、中止できた工事と、設計上一体となっている、例えば、防水工事でしたら、出来高が83.65パーセントということになっており、16.35パーセント部分が中止できた部分ということになります。

工事の設計上はそういった判断ができるかと思いますが、その16.35パーセントの中で、手間と資材といったもののさび分けが難しい状況でございます。

そのようなこともあり、金額を積み上げて算出することが出来ておりません。

説明については以上でございますが、中止できた額としましては出来高、請負から出来高を除いた額というような一定の考え方が出来るかと思いますが、手間と材料を分けることは困難であるという状況でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

【質疑：上岡委員】

全然わからんけど、材料だけの手間とかいろいろ言いようけんど、出来高と、これを引いてもろうたとか言いようけんど、そんなこと言ってない。

10月の終わりに工事の中止をかけてから2月24日まで資材が入って来ておる。

金額を出してくれてるけんど、中止をかけて1億3,600万円、材料費だけでものすごい額ですよ。本当に中止かけたのか、本当に止まらなかったのかと思う。

というのは、この工事の工期は3月30日か、25日だったと思うが、2月24日に納入されているということは、中止前の予定通りに資材が納入されているのではないか。

2月24日に納入された資材は、工事の中止をかけた10月の時点では作ってなかったと思う。

そのことを問題視して、前回の委員会で、資材の納入日に関する資料をお願いしていた。

工事中止で材料をどのくらい止めることができたのか。

お金としては、本当に1億3,000万円分が納入されており、止めることが出来た部分は、よく分からないけど、材料費としては二、三千万じゃないのかと思うよ。

一般質問でも問うたけど、2月24日間までの長い間、資材の納入が続いた理由はどこにあるんですか。

2月24日なんていうのは、10月から4カ月、5カ月後に入って来ているんですよ。

中止をかけたときに材料を作っていたから入ってきたのか。僕は作ってないと思う。

なぜ入ってきたのか、教えてくれ。

【答弁：武田企画広報課長】

中止をかけた時点で、止めることができたものと、止めることができないものについては、業者と市とでしっかりと協議して、さび分けをしております。

その結果、止めることができなかったものが入ってきておりますが、その請負業者と、下請業者あるいは資材の業者との契約内容までは把握しておりませんので、中止決定前に、発注を終えていたものなのかは確認できませんが、止めることができたものとできない部分については、しっかりと協議して、さび分けしております。

【質疑：上岡委員】

しっかりしてないから調べている。

業者と業者は、ある意味、ほとんど10月段階では段取りして頼んでいたと思う。

工事の中止にあたり、杉本住宅産業に了解を取って、うちの方が行政として、資材メーカーと話をするなどの汗をかいたのかと。

杉本住宅産業とはしっかりと協議したと思うんです。

うちの方は納入された資材のメーカーの中に、話をしたところはあるんですか。

私は資材メーカーに当たってないからこんなことになったと思っている。

というのは、役所というのは、色々なメーカーに発注しているので、メーカーは役所の融通はかなり聞いてくれるはずながよ。

それがこんな1億3,000万円も材料の納入を止めれていないことで、3億5,781万6,360円の出来高になっている。

資材の納入を止めれていないから、二進も三進もいかなくなっているわけよ。

課長の話では、全力を挙げて止めており、これ以上は止められなかったと聞こえるけんど中止の時に全力を挙げたのか。

【進行：西尾委員長】

確認してみましようか。

【質疑：上岡委員】

役所から杉本住宅産業に聞いて、杉本住宅産業で止めることが出来ない部分、うちが交渉に当たるべき部分があったのかなかったのか。

【答弁：武田企画広報課長】

元請業者と協議をしたということは確認が取れますが、資材メーカーと市が直接、確認したかについては、今、自分たちのほうでは確認できておりません。

【質疑：上岡委員】

確認するまでもなくね、私の調査の中ではしてないわけよ。そして、こんなことが起きた。もちろん契約に基づいて納入された資材については、発注額で支払わないといけない。大損の上にまた大損となるので、できるだけそれを少なくできるように努めないといかん。執行する側には、そういう責任があるが、そのことができていない。

それも、元請業者としか話していない。

元請業者は定価でもらえるから、うちのほうで、資材の納入を止めることについて、元請の了解はいるが、損害額を少しでも安くするために汗をかいていないから、資材が設計額で納入されている。

1億3,000千万円の半分でも止めることができたなら、仮に1億円分を止めることができたなら2,000万円とか3,000万円とかに安くなっているわけよ。

まさかこんなことが起きるとは思わなかったので、市の執行体制も2人体制では無理があった。誘致を断念した段階で、もっと人を入れて執行しないといけなかった。

一般質問で何回も問うたが、思わない問題が起きたときの後の対処をどうするか、といったことを考えた体制ができていたら、1億3,000千万の額も安く済んだのではないかという思いを持っています。

そのことについてはどうですか、私は資材の納入を止めていけば安く済んだと思います。

【答弁：武田企画広報課長】

はい、資材の納入を止めることが出来たら、もちろん減ったことであろうと思います。

そのことにつきましては、事業推進上、事務の執行上、課題があったかどうかにつきましては、先ほどご指摘していただいた点も含めて、今後整理して、個々の事務執行、事業推進に生かしていきたいと思っています。

【質疑：上岡委員】

おおむね、答弁の内容でいいんですけどね。

もう一つだけ、契約上はうちが工事の中止をかけたが、その際の、材料の発注部分は契約上はどうなっているんですか。

さっき契約上、補償は払わないといけないと答弁していたが、契約上はどうなっているんですか。

— 小休 —

— 正会 —

【進行：西尾委員長】

工事中止決定後の搬入を止めることが出来た資材、搬入された資材、このことについて説明を受けましたけど、なお確認事項、契約内容等の確認が必要なものが出てきましたので、それは、後ほどということにさせていただきたいと思っています。

■次に、調査項目ウの大学誘致に係る補助金の返還について調査を行った。

【武田企画広報課長】

このことにつきましても前回の委員会での報告と同じ内容になりますが、今一度、ご説明いたします。

補助事業の全過程を総合的に判断する必要がある、条件を満たさなかっただけで判断すべきではない、といった弁護士からの助言もございまして、総合的に判断するための事項を数項目整理しまして、弁護士とも相談しながら現在整理中でございます。

【進行：西尾委員長】

以前の委員会での回答と状況的には変わってないかなというところでございますが。

【質疑：上岡委員】

4月の委員会でも市長に出席してもらったときも、今回も、この問題については、一般質問

の答弁ではそんなふうに答えてない。

大学誘致断念前の令和3年9月議会では、認可とならず補助金の対象とならなかった場合、当然戻してもらいます、と答弁していた。

補助金を出す要綱には、認可とならなかったら、補助金は戻してもらおうと書いている。

弁護士のほうでは、具体的とか総合的との考えないといけないとのことだが、まったくわからん。

要綱、規則がまずかったのかというと、私はまずくないと思うんですよ。要綱には、認可が下りてから補助金は払うと、規則では市長が認めたら補助金の概算払いができるから、そのことを、使って交付したと、だから間違いないと、こういう答弁を繰り返しておりました。

今回の件は、補助金は概算払いで払った、概算払いというのは普通の言葉では、一部払うという用語やけど全部払っている。

それも、うちが8月に払ってから大学法人が業者に支払ったのが11月31日、3カ月も先払いしている実態が出てきた。

それで、今度は、補助金を戻してもらわないといけないという段階になったら、弁護士の中で総合的に判断しないと勝てんと、こうなった。

要綱が悪いのか。概算払いしたことがまずいのか。

3億2,000万円ものお金だから、委員会に分かるように説明してくれ。

ひと月経っても、前回と同じということでは納得しがたい。

【答弁：武田企画広報課長】

要綱等でお示ししている交付要件等につきましては、適当な内容であると思います。

その条件を満たすことが出来なかったのみをもって、補助金の交付の取消しや一部返還であるとか、そういったことを判断するべきではない、これは弁護士に判例を示していただきながらの助言でございました。

今度はその補助金を、返還命令なのか、交付取消しとなるのかわかりませんが、そういったことをこちらから求めるに当たって、その要綱等に抱えている要件のみをもって判断するべきではないとのことです。

弁護士に示していただいた判例を読ませていただきますと、補助金等の交付決定等の取り消し権の行使は、補助事業者の義務違反があるということで、直ちに行うものではなく、補助金関係の全過程を通じて総合的な判断の上に立って行うものである、との助言をいただいております。

【質疑：上岡委員】

当然そうだろうと思うんですね。

普通なら、要綱どおりやったら払ってないんですよ。

規則で市長が認める場合、概算払いできることを根拠に交付したので、取り戻さないといけなくなった。

補助要綱は悪くないが、補助要綱に書いているからと言って、交付した補助金を戻してもらえないという判例が出ている。

今となつては、認可が下りないことを想定したら、規則に基づいて補助金を出すこと自体が間違いやった。

何も想定していないから、概算払いしたことによって要綱に書いていても、全てを網羅して判断しないと、訴えすら起こせないかもしれないと私は理解していますが、その概算払いした規則について、うちの執行体制に問題があったと思うんですけど、執行部はどのように思われますか。

【答弁：武田企画広報課長】

概算払いにつきましては、いろんな補助事業等で同様に運用されています。

概算払いの内容については、先に全額支払う場合もございます。

最後に実績報告を受けて補助金の額を確定するまでは概算となりますので、今回の場合も補助金の額をどう確定させるかとなります。

今後、額を確定していくこととなりますが、その方法について、弁護士と相談しているところですが、その判断においては、交付の条件だけで判断すべきではないということですので、概算払いがおかしいとか、そういうような状況ではなく、今から精算する段階ですので、その点をご理解いただけたらと思います。

返ってこない補助金というわけではないということでございます。

【質疑：上岡委員】

課長。返ってこない補助金ではない。そのことについては間違いないですか。

補助金3億2,000万円の補助金は、100パーセントと言わないが、返ってこないわけではないと委員会として受け止めましたが、間違いないですか。

【答弁：武田企画広報課長】

今、私が言った趣旨につきましては、今日この時点で、返ってこないものと確定しているわけではないということになります。

【質疑：上岡委員】

当然、返って来ないと確定したら困るんですよ。

補助金は戻してもらえると、今までそういう答弁をしてきたがやけん。

今まで一般質問の答弁の中で、概算払いしても戻してもらえと言ったら、そうやないと言われた。

今、言いかえたけど、裁判したら戻してもらえる可能性がある。

弁護士と裁判に向けて育英会に補助金として3億1,900円余りを交付したが、認可とならなかったという、要綱の交付要件を満たしていないという話し合いはしましたか。

【答弁：武田企画広報課長】

そういった具体的話はまだできておりません。

【質疑：上岡委員】

交付したのが8月24日、認可申請を取り下げたのは10月末、その後、約半年が経過しているが、交付した3億2,000万円について、なぜ相手方と交渉していないのか。

【答弁：武田企画広報課長】

その交渉と話合いの在り方についても、弁護士と相談しながら対応していくことになりましたが、まだ、そういった段階ではないということでございます。

【質疑：上岡委員】

市長が大学法人の理事長に言うてね、交付した3億2,000万円弱を戻してくれれば、弁護士に相談しなくてもいいんですよ。

そういう申し入れはしてないんですか。

それが戻さないと言うたら、弁護士へ補助金出したが、戻してくれんのでどうしたらいいだろうかと問うのが筋じゃないか。

それが6カ月経って弁護士へ先に問い合わせせて、訴える方針だと。

それでは、ますます話がこじれると思う。

先に訴えるのではなく、まず最初に向こうに補助金を戻してくれと言うのが筋じゃないのか。

【答弁：武田企画広報課長】

今後、どういった方向で進んでいくかはまだ決まっておりませんが、市のほうの返還命令、あるいは交付の取消し、そういった、処分的なことが先になるのか。

法人から何らかのアクションがあるのかはわかりませんが、今のところは、こちら側からどういうことをお願いしていくかについても、弁護士との相談中で、まだストップかかっている状態ですので、相手方への申し入れはしておりません。

【意見：上岡委員】

具体的な行政の進め方としては、裁判する前には、当然、向こうに補助金の返還命令を出さないかんと思うが、うちの方は6ヶ月経ってもそれさえしてないよ。

もうちょっと、対応のペースを早めてもらいたい。

市民にも3億2,000万円の市単費の金がどうなったのか知らせる必要がある。

このお金がどうなったのか、というのは市民の関心事でもある。

それは司法の場で決着を着けないといけなくなったことは、非常に残念やけど、そうならないように補助金の運用をしないといけないと思うが。

このことは、昨年10月末にわかったわけだから、ペースを上げて、弁護士がいつまでを考えているか知らないけど、今年中には、少なくとも、秋口には訴えるなり、返還命令出すなりの対応をお願いしたい。

【進行：西尾委員長】

お願いでしたが、何か答弁あれば。

なければ、お願いということでよろしく願いいたします。

それでは、以上で大学誘致に係る補助金の返還についての調査を終了いたします。

先ほど一つありました、項目につきましては後ほどということで、答弁いただきたいというところですので、よろしく願いいたします。

■次に、調査項目エの本市の財政状況について調査を行った。

【進行：西尾委員長】

それでは、調査事項エの本市の財政状況について調査を行います。

財政課から説明をお願いいたします。

【説明：竹田財政課長】

それでは、まず、本市の財政状況をということですので、いくつかの数字を説明させていただきますと思います。

2枚を綴った資料をお配りしています。

まず、1枚目が財政収支見通し、2枚目が実際の収支の見通しとなります。

本市では、次年度の当初予算編成の前、10月下旬頃に、その年度の決算見込み、そして、翌年度の国の概算要求、地方財政収支の仮試算や、企画広報課のほうで取りまとめしている主要事業シートを基に、財政収支見通しを作成しております。

今回は、直近でこの財政収支見通しを作成したのが今年の10月となり、少し古いデータとなりますので、令和4年度の決算見込みに令和5年度の当初予算を反映させる修正を加えたものをお示ししております。

まず、令和4年度のところを見ていただきまして、現時点での決算見込みを記載しております。

下から3段目のところ、3行目となりますが、歳入歳出差引き額は1億7,900万円の黒字となっております。

ただ、令和5年度に繰越しする事業の財源として、ここには数字ありませんが4億7,300万円の一般財源が必要となりますので、差し引いて3億円の減債基金の取崩しを予定しております。

この決算上は黒字になりますが、繰越し財源が必要となりますので、減債基金を3億円取崩しを予定しております。

そして、令和5年度につきましては、ご承知のとおり文化複合施設整備の最終年度となり、経費が必要となっておりますので、歳出差引き額8億5,700万円の赤字という見込みになっております。

当初予算では、5億3,500万円の減債基金の取崩し、つまり赤字でしたが、この年間見通しでは、退職手当を留保しております。

というのは、今年度から退職年齢が延長となり、定年退職者がおりませんので、今後、退職者の希望を取った上で確定することとなりますので、まだ予算を組んでおりません。

現時点では、従来なら今年度末に定年退職する方が、全て退職することを見込んで、その分加えますと、8億5,700万円の赤字となっております。

ですので、この退職者の人数によって、この数字が変動することとなります。

そして、歳入では、特別交付税については、令和4年度は過去最高の11億5,800万円をもらうことが出来ましたが、令和5年度は、予算ベースで10億5,000万円ですので、1億ぐらいは下がる見込みです。そういったことを加味しますと、赤字額がもう少し縮小するのではないかと考えております。

また、令和6年度以降も赤字の見通しとしております。

ただ、財政収支見通しの作成に当たっては、先ほどの特別交付税の例のように、歳入は厳

しく、逆に歳出のほうは、継続事業は横並びとして、主要事業シートに記載されている、各課が今後計画している事業、これを取捨選択せずに盛り込んでおりますので、各課が昨年10月時点で計画している事業をそのまま予算化していった場合、このような見込みとなる、と捉えていただきたいと思います。

そういったことも踏まえて、毎年度の当初予算では、このシミュレーションを見ながら、事業の精査や選択、財源の工夫をしながら、赤字を圧縮していくこととしております。

簡単ですが財政収支見通しとしては以上です。

1枚目に戻っていただいて、一般会計の市債、起債の残高見込みです。

一般会計の令和5年度末の市債現在高見込みは318億879万円となっております。

毎年度の当初予算の巻末に、前々年度、前年度、そして今年度の残高というのも記載しておりますので、これから取った数字になります。

また、予算書のほうも、後ほどごらんいただければと思います。

この起債残高の上限の目安というのは、何かに規定されているわけではありませんが、予算総額と同程度が望ましいと言われております。

令和5年度の当初予算額は260億円ですので、これを超えていることとなります。

特に、文化複合施設での借入れが増加をしておりますので、令和5年度の借入れ額、この文化複合施設整備で30億820万円を予算化しております。

そういったこともあり、現在高が、予算総額よりも多くなっております。

文化複合施設の整備は今年度で終了となりますので、当初予算編成する際には、借入れ額を、元利償還金、元利償還額以内に抑えていくというような形で、予算編成をしていきたいと考えております。

続いて、実質公債費比率の推移見込みとなります。

資料の表の下に注釈を書いておりますが、実質公債費比率というのは、財政健全化判断比率の一つの指標として、借入れ金の返済額の標準財政規模に対する割合、資金繰りの危険度を指標化したものでございます。

ただ、借入れ額が増加しても、交付税措置のある起債となりますと、交付税措置分を控除した額を返済額として算出しますので、交付税措置のある有利な起債を活用することで、この比率が上昇することを抑えることができます。

先ほどから申し上げますように、文化複合施設の整備で、借入れ額が増えておりますので、資料の表にあるように、徐々に上がっていく見込みでございます。

また、この表にはありませんが、令和11年度をピークに上昇する見込みでございます。

この率については、これも注釈のところにありますが、早期健全化比率というのが25パーセント、財政再建基準というのが35パーセントとされておりまして、18パーセントを超えると、地方債の発行の際に許可が必要となります。

今は許可ではなくて協議という形になります。

この許可が必要となる18パーセント、これを超えないようにというのが、目安となると思いますが、この18パーセントに達するという事は、見込まれておりません。

これについては、心配しなくてもいいのではないかなと考えております。

続いて、4点目の主な基金の状況です。

財政調整基金、減債基金、そして地域振興基金、ふるさと応援基金の現在額を記載しております。

ここ数年の黒字により、財政調整基金、減債基金といった財政調整的な基金を積み増すことができておりますので、令和4年度末で合わせて41億円となっております。

今後は、地域振興基金やふるさと応援基金など、特定目的基金も積極的に活用しながら、災害等の有事に備えて、可能な限りこの財政調整基金や減債基金を残しておきながらの予算編成となろうかと思っております。

財政状況をお示しする資料の説明として、以上のものをお示しさせていただきました。

【質疑：上岡委員】

課長から説明を受けて、わかるどころとわからない所があったのだが、どこの課長も、いいところは説明する。

例えば、今も最後のほうに、財政調整基金、減債基金が合わせて41億ほどとなっており、このところ、積み増しているとの説明だったが、5年度末の見込みは、大幅に少なくなるなどの数字が出ている。

今回はその事を心配して、調査事項に挙げている。ええとこだけ取り上げて説明したらいい

かん。

また、委員の中には1期目で2年目の委員もいる。

心配してこの項目を調査項目に挙げているので、もっと親切に説明してほしい。

大学誘致に関する国庫補助金も全て入って来なくなった。

また、予算規模が一般会計で260億円とのことだが、私が1期目の3年目の一般質問の際に、適正な予算規模はどのくらいかと市長に質問したところ、180億円と答えており、260億の積み上げであるとの説明を聞き、非常に心配してる。

一方で、260億円でも実質公債費比率が何パーセント以内であれば、問題ないという説明もしている。財政課長の説明とどっちが正しいかわからない。

私は、人口の割に財政規模が大きく心配に思っており、予算額が200億を超えた際に、市長へ一般質問したが、適正規模は180億円という答弁をされた。これは、当時の財政課長に確認した数字と思う。

時代も物価も変わっており、その数字にはこだわらないが、そこで質問をします。

令和4年度末の減債基金が25億8,100万円となっているが、令和5年度末の見込みでは、17億円2,400万円になると。この原因は、何か教えてください。

【答弁：竹田財政課長】

一言では説明できませんが、1番大きいのは文化複合施設の整備であります。

ここで約3億円の一般財源が必要となりますので、それが一つの大きな要因となります。

【質疑：上岡委員】

大学誘致の部分でもね、減債基金を使わないと駄目だと思うんですよ。

その分はどれだけになりますか。

【答弁：竹田財政課長】

大学だけのことではないですが、先ほど、令和4年度のところで説明したように、令和4年度の決算で一般会計全体の収支を見た中で3億円の減債基金の取崩しを見込んでおります。

ただ、これは来年度に繰越する財源も含めて3億円ということになります。

【答弁：上岡委員】

令和5年度には取崩額が8億5,755万9,000円となる見込みだが、その取崩額であるこの8億円は、どの部分に使うお金なんですか。今の説明では、文化複合施設が今年度3億円で1番大きい。

しかし、大学誘致が最低でも7億円かかっており、国庫補助の分は入ってこなかった。そのことが含まれているのか、教えてください。

【答弁：竹田財政課長】

それは令和4年度の収支の中に入っております。

大学誘致の分が入らないと見込んで、減債基金の3億円取崩しとなった。

これは、大学だけじゃなくて、例えば先ほどの説明にもありましたが、特別交付税が予想していたより1億ぐらい増えたとか、不要額があるとか、そういったものを全て考慮して、今年度、令和4年度の収支を考えたときに、3億円の取崩しで、収まるというような形となっています。

【質疑：上岡委員】

今年度というのは4年度のことか。

【答弁：竹田財政課長】

すみません、言い方が悪かったです。

決算のことを考えておりました。前年度、令和4年度を指しています。

【質疑：谷田委員】

私が調査事項に挙げさせてもらったのは、今説明のあった文化複合施設や食肉センターの整備事業が進んでいって、市の財政は大丈夫なのかという思いからでした。

この間、決算カードを眺めてみると、財政調整基金と減債基金の二つはいつでもやりくりができる、行政の持っているお金なんですけど、これが結構増えてきている。

この中の時期で、かなり積み増しをしている時期もあって、本当にこの必要な事業に使えているのかという心配があり、例えば福祉だったり、いろんなことが削減されてくる中で本当に必要な財源としてこの調整基金だったり減債基金を、それほど積み増さないといけないのか、という思いがあり、市の財政がどのように運営されているのか調査したいということで調査事項として挙げてました。

資料にある年度の中で、積み増しが多かったものは、交付された補助金等を積み増したのかと思いますけど、本来だったら、コロナ禍の中で使うべきお金じゃないだろうかなと思いましたが、どうでしょうか。

【答弁：竹田財政課長】

新型コロナウイルス感染症に関する交付金はすべて関連事業に充てております。

事業費は補助金額より少し多い額で予算を組んで、交付金としてもらえるものは全額事業に充てておりますので、もらった交付金を残しておくということはありません。

ただ、通常なら一般財源を充てている事業に、これらの交付金を充てることで、収支を良くした部分はあろうかと思えます。

予算を編成するにあたり、過去数年においては、黒字を見込む内容の予算は、組んでなかったと思います。

しかし、実際には、例えば、税収が思ったより落ちなかったとか、先ほど説明した特別交付税を多くもらえたことにより不要額も出てきます。

そういったもので、実際の決算になると、数億の黒字が出るがありますが、黒字となったものは、その時点で、新しい事業に使えるわけではありませんので、まずは、財政調整基金や減債基金等に積み増すことで、後年度に備えることとなります。

【質疑：谷田委員】

財政課長が町田課長の時だったと思いますが、私が一般質問の際に、財政調整基金等の基金はどのくらいあればいいのかと質問した時に、標準財政規模の10パーセントくらいとの答弁があったと思います。

財政調整基金と減債基金は、市民のために、将来のために、借金の返済のためにも使っていくものだと思うが、どのくらいあるのが望ましいのでしょうか。

【答弁：竹田財政課長】

私の説明が悪かったかもしれませんが、県の市町村振興課に聞いたところでは、予算規模の2割くらいあるのがいいと聞いております。

予算規模が約250億で、その2割だったら50億円になります。

令和5年度末の残高は41億円ですので、県が望ましいとする額から言えば、やや少ない額となります。

しかし、谷田議員も言われるように、貯めておくだけではなく、必要などころには当然使わないといけません。一方で、できるだけ残しておくべきという考え方もあろうかと思えます。

その辺は難しいところですけど、私は2割と聞いております。

以前の財政課長が1割と答弁したのは、私も覚えておりませんが、今のところ、国の目安を2割でお聞きしているところです。

【質疑：上岡委員】

2つ教えてくれ。

2ページ目の資料で歳入と歳出の伸び率について、例えば令和5年の歳入が21.3パーセントの伸び率、そして、令和8年はマイナスの1.0パーセントやと。

令和8年のこの数字は何か確たる根拠はあるものなのか。

まずそれが一つ。

それから、歳出において、資料の期間中に実施予定の事業が反映されているのか教えてください。

【答弁：竹田財政課長】

まず、この見通しを作るときに、その年度の決算見込みをベースに伸び率等を見込んでおきます。

令和5年度がすごく増えているのは、文化複合施設の整備もあって、市債が大きく増えていると思います。

市税等は、その年度の決算見込みの数字が、大体横並びに推移していく想定で見込んでおきます。

あと交付税の中に起債の償還分に交付税措置があるので、そういったものを加味しながら、見込んでおります。

将来の見通しを立てるのは中々難しいですが、その時の決算見込みをベースに見込んでいく感じとなります。

それと、屠畜場ですが、令和5年度にも一定の費用が入ってますが、令和5年度から9年度にかけて整備するような形にしております。

ただ、この時は、基本計画時の54億円のベースの数字から事業費を見込んでおります。

【質疑：上岡委員】

食肉センターの整備の場合、今年から令和9年まで55億円の基本計画の事業費を当て込んでおると。

その中で、55億円でもかなり大きいお金なんですけど、仮に5年間で均等割であっても年10億円ずつとなる。その中で歳入はどれだけ見込んでるんですか。

もともと国費の強い農業交付金を活用することであったが、議会に説明が無いので理由は分からないが、国費は駄目になったと聞いている。

県費については金額等がまだ決まってないが、その部分は、財政上の見通しの中で、どのように見込んでいますか。

【答弁：竹田財政課長】

県費の対象となる経費とならない経費があるかと思うんですが、大枠で2分の1が県費あと残りを起債という形で見込んでいます。

【意見：上岡委員】

2分の1では見込みが大変甘いと思う。

元々うちが3分の1で、事業費が50億円以下で何とかプラスマイナスゼロになるという計画だった。私が大分県の食肉センターへ会派視察に行った時も、向こうは県の公社が運営しているが、牧場を持っている公社でも2分の1も払うと、赤字になって運営できないと話していた。

私も最低50パーセントはもらわないかんとやっているが、中々きつい状況のようです。

起債と一般財源が増えて、そこに事業費も増えると60億を超えると思います。

一般質問で市長が50億円以下と答弁しているが、物価が上がったからという話になると思う。

そのことを付け加えて、50パーセントもらえるようによろしくお願いします。

■次に、調査項目オの普通財産の把握状況について調査を行った。

【説明：竹田財政課長】

普通財産の管理については、昨年8月25日の総務委員会でも説明しましたように、市の財務規則に規定があり、所管は財政課となりますが、各課が所管する事務に関連する財産及び各課が所管する行政財産を処分するために、普通財産としたものについては、該当の課が所管することとなっております。

ただ、財政課としましては、毎年、法令に基づいて義務づけられている決算に関する書類として、財産に関する調書というのがございます。

本日は、参考に令和3年度の分をお配りしてありますが、この財産に関する調書の中で、土地及び建物の面積をお示しする必要がありますので、各課に年度末現在の数値を確認しております。

財政課としては、これらを確認する中で、各課が管理している財産の名称、所在地、面積といったものを把握しております。

そして、その数値を確認する際には、各課に前回調査を行った時の数字が入った一覧を送

付して、増減を入力してもらおう形にしておりますので、ほかの課も、財産の所有状況を確認できるんじゃないかと考えております。

なお、今回お配りしてありますように、令和5年3月末の数字は今、各課に照会中ですので、令和4年3月末の数字であります。財産に関する調書にありますように、普通財産の土地は、23万2,441㎡、建物は木造、非木造合わせて、延べ床面積は1万6,928㎡となっております。

【進行：山下副委員長】

委員長、代わります。

【質疑：西尾委員長】

自分のほうから議題を出させてもらったので、確認させていただきたいと思います。

この調書は、全体しか見えないが、詳細に見れるような資料はあるのか。

また、その資料というのは、議員が確認したい時に、開示請求してもらえるのか。

そして、普通財産の利活用についての考え方を伺いたいと思います。

【答弁：竹田財政課長】

先ほどの説明でも少し申し上げましたように、この一覧表は全体の数字を把握するために作っておりますので、議会のほうから、個別の資料を求める請求があれば、お示しすることは可能です。

ただ、所在地面積が羅列されている資料となりますので、どんな形状の土地なのかといったことは分かりにくいと思います。

利活用については、建物については、おおむね利活用されています。

例えば、集会場として、地区に無償貸付けしているものとか、公的機関や各種団体、そして民間といったところに有償貸付けしているものがほとんどとなります。

また、過去に旧学校施設について、現在は保育施設について、プロジェクトチームによる利活用の検討を行っているところです。

支所、本庁にもあると思いますが、老朽化により用途廃止した市営住宅を除去する予定ですが、除去のための財源が必要となるので、すぐには予算化出来ないもの、こういったものもございます。

ですので、建物についてはおおむね使えるものは使用、もしくは、利活用を検討している形になろうかと思えます。

ただ、土地については、建物に付随したものを除きますと、山林ですとか、行政財産の跡地、残地等で、なかなか活用し切れないものが多いのが現状となっております。

先ほど、償還のお話をさせていただきましたが、財政課が所管する普通財産もございます。

これについては、昨年、現状を整理をさせていただき、今後、処分できるものは、売却といった対応も取っていきたいと考えており、今年度いっぱいかけて、どの土地を売却するかを検討したいと思います。

その中で、売却となった場合、一般の方向けに、土地の売却に関する情報をホームページや広報に掲載する形で進めていきたいと考えています。

まだ具体的な話ではありませんが、そういったノウハウを蓄積しながら、各課の普通財産についても、利活用または売却につなげていきたいと考えております。

【意見：西尾委員長】

おおむね分かりました。

普通財産となった経緯というものが全て把握出来てないというのはありますが、長年使われていないような土地が普通財産としてあるようであれば、利活用を検討していただきたいと思ひ、調査していただきました。ぜひ、ご検討いただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

【質疑：上岡委員】

前から気になっていましたが、いい機会なのでお聞きします。

土地開発公社から移管された土地、普通財産はどこが管理しているのか。

【答弁：竹田財政課長】

所管課は企画広報課となります。

【質疑：上岡委員】

土地開発公社の、後始末が気になっている。
委員会に公社から移管された財産の一覧表を提出してもらえないか。

【進行：西尾委員長】

ご意見ありましたけど、開発公社の土地、建物、道路もあるかもしれませんが、それについて、次回の委員会で調査を行うということによろしいでしょうか。
今、分かる範囲で答えてもらった方がいいですが。

【発言：上岡委員】

いや、資料としてもらいたい。

【進行：西尾委員長】

調査の前に、資料をいただきたいということですが、資料はいただけますか。

【答弁：竹田財政課長】

一覧表でよければ、可能です。
次の閉会中の委員会までということによろしいですか。

【進行：西尾委員長】

次の閉会中の委員会で、ご提出いただきたいと思います。
それでは、普通財産の把握状況について、調査を終了いたします。

— 小休 —
— 正会 —

【進行：西尾委員長】

大学誘致に関わる工事中止決定後、搬入を止めることが出来た資材、搬入された資材について、契約内容の確認をお願いしておりましたが、回答お持ちいただきましたので、まずはこちらから始めたいと思います。
企画広報課から説明をよろしく願いいたします。

【答弁：武田企画広報課長】

工事を中止した場合の資材等の取扱いについて、契約上規定されているかというご質問であったと思いますが、確認しましたところ、契約書の中にはそういった条項はございません。
工事中止を決定した時点で搬入を止めることが出来なかった資材については、引渡しを受けるべきであろうという判断のもと、引渡しを受け、また出来高にも算入したところでございます。

【意見：上岡委員】

私は、そのことが駄目と言っておるんだけど、中止をかけたら中止なんですよ。
今までの答弁によると、市と元請業者が中止決定について話した後も資材の搬入が続いたというのが現状となっている。
もう少し深読みすると、請負契約は、搬入を止める側である発注側に有利な内容となっている。
市は工事を止める権限はあるが、請負業者に非がない理由で、市が一方的に工事を止めるわけですから、損害賠償が発生することとなる。
工事中止時の資材の取り扱いについて、契約書に条項がなく、工事中止について請負業者と話し合い、結果的には2月24日まで資材の搬入が続いた。
色々な考え方によって判断が分かれるところであると思うが、搬入された資材は、手間賃を除いて1億3,000万円と高額な資材であり、資材の搬入に関する判断はまずかったと思う。
中止決定時に、資材が既に製造されており、この工事にしか使用できない特注品について

は、メーカーとの話し合いの中で取り上げるべき部分であったと思います。

しかし、2月24日まで搬入されていた資材は、工事中止決定時はまだ製造されていなかったと思うが、それが搬入されたことについて、私は遺憾の極みやと思っています。

そのことを指摘して次からこういったことがないように、よろしく願います、ということ質問を終わります。

※他に質疑なく終了

■次に、所管事項に係る報告として「工作物の建築等の不許可処分取消請求事件について」総務課から報告を受けた。

【説明：岡本総務課長】

三里地区太陽光発電所の建築に係る工作物の建築等の不許可処分取消請求事件について、2月16日に開催された総務常任委員会における報告後の経過として、2月21日、4月25日に顧問弁護士とウェブ会議による争点整理を行った。

争点については、水害のおそれや周辺の景観との調和、こういったことを引き続き確認しているおり、6月27日に次回の争点整理を予定をしている。

【質疑：上岡委員】

私自身も調べたことのない情報ですが、答えることが可能な範囲で答えてほしい。

今回、設置申請者から訴えが出ているが、この土地が市内の建設会社のものであるとの噂を聞いたことがある。土地の所有者は把握しているのか。

【答弁：岡本総務課長】

土地の所有者に関しては把握しておりません。

【質疑：上岡委員】

裁判で争うにあたって、土地が誰の所有なのかを確認するべきだと思わないか。

【答弁：岡本総務課長】

当案件については、総務課が担当しており、顧問弁護士との間では、争点である環境等について話をしておりますが、土地の所有者等の情報については、総務課では把握していないため、環境生活課に確認したいと思います。

※他に質疑なく終了

■次に、所管事項に係る報告として「慰謝料請求事件について」総務課から報告を受けた。

【説明：岡本総務課長】

慰謝料請求事件についても、2月16日の本委員会における報告後の経過を説明させていただきます。

2月28日に、第4回口頭弁論が開かれ、原告から慰謝料請求金額を290万円から500万円に増額するという訴えが出されました。

そして、裁判官から、当時関わっていた市高齢者支援課の職員と、救急搬送に関わった四万十消防署員を証人とする尋問について、提案がありました。

その後、令和5年4月28日に開かれた第5回口頭弁論において、原告から慰謝料の請求額を、さらに1,000万円に増額する変更について説明がございました。

また、2月28日に裁判官から提案があった、証人の尋問につきましては、次回の6月20日の口頭弁論に行くこととなりました。

【質疑：上岡委員】

裁判官から見た現在の状況というのは市にとって有利な状況だと思う。

今回説明のあった、証人の尋問は裁判官から提案を受けたとのことだが、裁判を有利に運ぶため、逆に市と顧問弁護士の方から、対応した市職員と四万十消防署員の証人尋問を申請すべきではなかったのか。

【答弁：岡本総務課長】

四万十市が契約している弁護士は、高知県内の多くの市町村の顧問弁護士を務めており、裁判の経験も豊富であるため、弁護士と協議し、最善と考えられる方法で対応しております。

【質疑：上岡委員】

質疑と答弁がかみ合わないね。

口頭弁論の回数が増え、裁判の期間が長くなるほど、弁護士への費用が要る。

裁判を有利に進めると同時に、早期終結のために、市からも積極的に提案していく必要があると思う。

今後は、そういった点を踏まえて対応してほしい。

【答弁：岡本総務課長】

今後、訴訟が起こった場合は、上岡議員が言われたことを踏まえて、顧問弁護士と話していきたいと思います。

※他に質疑なく終了

■次に、管内視察について協議を行った。

— 小休 —

— 正会 —

管内視察について、日程は開催予定日を7月20日、予備日を7月26日とし、内容（視察先等）については、引き続き検討していくことに決した。

■続いて、行政視察（管外視察）について協議を行った。

— 小休 —

— 正会 —

行政視察については、10月頃の開催を予定し、視察先等も引き続き検討していくことに決した。

— 小休 —

— 正会 —

■事務局より連絡事項。

— 小休 —

○令和5年6月定例会の日程について

— 正会 —

■委員長報告の作成を正副委員長に一任し、委員会を終了した。